

町民税・県民税の計算方法

〔1〕 納稅義務者

- (1) 令和5年1月1日現在、大磯町内に住む人。
 (2) 大磯町内に事務所、事業所、家屋敷を持つが、大磯町内に住んでいない人は、均等割のみ納める。

〔2〕 非課税の範囲

- (1) 生活保護法による生活扶助を受けている人。
 (2) 障害者、未成人者（平成17年1月3日以後生まれの人）、寡婦、ひとり親で前年中の合計所得金額が135万円以下の人。
 (3) 前年中の合計所得金額が32万円×（同一生計配偶者+扶養親族+1）+10万円+（同一生計配偶者、扶養親族を有する場合は19万円）以下の人には均等割を課さない。
 (4) 前年中の合計所得金額が35万円×（同一生計配偶者+扶養親族+1）+10万円+（同一生計配偶者、扶養親族を有する場合は32万円）以下の人には所得割を課さない。

〔3〕 均等割

- (1) 町民税 3,500円 (2) 県民税 1,800円

* 平成26年から令和5年までの10年間、町民税・県民税分の均等割に、500円ずつが加算されます。
 「東日本大震災からの復興に際し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」によるものです。
 * 神奈川県では、資源環境保全・再生のため、個人県民税について、均等割の300円、所得割の0.025%の御負担をお願いしています。
 ※所得割の税率は総合課税分です。

〔4〕 所得割

- (1) 町民税 6% (2) 県民税 4.025%

○ 税額の計算方法

総所得金額-所得控除合計=課税総所得金額×税率=税額控除前所得割額-税額控除額
 =所得割額+均等割額=特別収税額-控除不足額=差引納付額
 (注) ① 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
 ② 「税額控除額」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。
 ③ 「控除不足額」は所得割額より控除することができなかつた配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

○ 所得控除額

種類	(実質損失額-総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額-5万円)のうちいずれか高い方の金額	
	医療費の実質負担額(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円) ※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費-1万2千円(限度額8万4千円)	
社会保険料控除	支払金額	
小規模企業共済等掛金控除	支払金額	
支払金額	控除額	
新契約	12,000円以下のとき	全額
新契約	12,000円超22,000円以下のとき	支払金額の1/2+6,000円
新契約	30,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4+14,000円
新契約	56,000円超のとき	28,000円
旧契約	15,000円以下のとき	全額
旧契約	15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1/2+7,500円
旧契約	40,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1/4+17,500円
旧契約	70,000円超のとき	35,000円
一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円)		
扶養控除	支払金額	控除額
地震保険料控除	50,000円以下のとき	支払金額の1/2
地震保険料控除	50,000円超のとき	25,000円
旧長期契約控除	5,000円以下のとき	全額
旧長期契約控除	5,000円超15,000円以下のとき	支払金額の1/2+2,500円
旧長期契約控除	15,000円超のとき	10,000円
地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額(25,000円)		

○ 調整控除

納稅者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額

基礎控除	金額	控除の種類	金額
5万円	納稅者本人の所得金額	900万円超 950万円超 950万円以下 1,000万円以下	900万円超 950万円超 1,000万円以下
普通 1万円	障害者控除 特別 10万円	一般 5万円 老人 10万円	4万円 6万円
同居扶養割引 22万円	配偶者控除 特別 50万円以上 寡婦控除 1万円	5万円 3万円	4万円 2万円
特配 48万円超 30万円未満	ひとり親控除 父 1万円	5万円	1万円
母 5万円	扶養控除 特定 1万円	5万円	老人 10万円
勤労学生控除	同居老親等	18万円	13万円

○ 配当控除

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分	1,000万円超の部分
	町民税 県民税	町民税 県民税	町民税 県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8% 0.6%
外貨建等以外の証券 投資信託	0.8%	0.6%	0.4% 0.3%
外貨建等証券 投資信託	0.4%	0.3%	0.2% 0.15%

○ 住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額ただし、居住年が平成26年から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで)であって、特別取得、特別特定取得(特別取得及び特別特例取得を含む。)又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

- ①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)
 ②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)

町民税	3/5	県民税	2/5
-----	-----	-----	-----

○ 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

区分	町民税	県民税
配当割又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

○ 寄附金税額控除

前年に中に於ける寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額)が2千円を超える場合には、その超える金額の県民税は4%、町民税は6%に相当する寄附金

- 1 附帯
 2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
 4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

ただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合には、その超える金額に下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の県民税は5分の2、町民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の20%に相当する金額)を超えるときは、その20%に相当する金額)

課税所得金額から人の控除差額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円超330万円以下	79.79%
330万円超695万円以下	69.58%
695万円超900万円以下	66.517%
900万円超1,800万円以下	56.307%
1,800万円超4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満(課税所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満(課税所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合